

ふれあい通信



村上 均

むらかみ・ひとし

- 小戸神出身
- 東京支部

去る5月3日、4日のゴールデンウィークを利用し、友人の入院見舞いのため、車で郡山市にある病院を目指しました。首都高速道路飯田橋入口を午前9時30分に入り東北自動車道に向かい、これからかなりの混雑を予想はしていましたが、浦和あたりから案の定、渋滞にはまりました。時間の経過と共に休憩しようと思いましたが羽生、佐野、都賀西方のサービエリア入口が400から500メートルの行列なので断念し、ようやく大谷サービエリアに着いたのが午後1時でした。

迷ってしまった目的地到着が午後4時くらいでした。友人には途中から連絡せずじまいで事故でもあったのかと心配をかけてしまいました。何はともあれ足の骨折も大分良くなっているようで安心し、いろいろな話題で話が弾みました。

帰りは田舎の実家で1泊です。今日は東堂山のお祭りです。今日のことと昔の味を思い出しながら夕食を美味しくいただきました。都会では滅多に味わえないタラの芽やノビルなどをいただき、小野の街並みをドライブしつつ小野インターから帰路に向かい4日午後4時に到着した次第です。

久しぶりのふるさと訪問で懐かしさと車の多さに驚いた体験でした。

国民年金コーナー

保険料の納付が困難な場合には免除・納付猶予制度を利用しましょう！

国民年金には、失業した場合や所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」(先送り)される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権や万一、障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができま

- ②若年者納付猶予申請
30歳未満の方(学生を除く)で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。
●手続き
住民票のある市町村へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。(申請書は役場窓口または年金事務所にあります)
- 必要な物
①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの
②認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③雇用保険受給資格者証の写し、離職票の写し(失業等による申請の場合のみ)
- 受付期間など
平成27年度分(平成27年7月から平成28年6月分までの保険料)の免除などの受け付けは、平成27年7月1日から開始されます。また過去の期間についても、申請時点から2年1ヵ月前の月分まで遡って申請することができます。

- ①免除(全額免除・一部免除)申請
本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額または一部免除となります。
なお一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので必ず納付してください。

別表2 ■受給資格期間・年金額の違い

年金の種類	納付状況		全額免除	一部免除(一部納付)	若年者納付猶予	未納
	納付	納付				
老齢基礎年金	受給資格期間への算入	○	○	○	○	×
	年金額への反映	○	○	○	×	×
障害・遺族基礎年金受給資格期間への算入	○	○	○	○	○	×

別表1 ■免除申請などの所得の基準

～前年所得が以下の計算式の範囲内であること～

免除の区分	計算式(前年度の所得)	審査対象
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	本人 配偶者
若年者納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	